

## 特定商取引法専門調査会「中間整理」に対する意見

2015年9月30日

適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

訪問・電話勧誘規制の強化について、事前に勧誘を拒否できる制度の導入を求めます。

- (1) 消費者は、勧誘を断ったつもりでも、「関心がありません」とか「忙しいので」と間接的な理由で話すと、販売員はさらに食い下がって勧誘するため、結局断り切れず不本意な契約になってしまいがちです。特に高齢者は断る力が衰えているため、トラブルが多発しています。そこで、訪問や電話での勧誘に対し、自分で断る自信がない消費者にとっては、事前に拒否できる制度が是非とも必要です。
- (2) 事業者にとっても、うちには来ないでほしいと思っている消費者宅に訪問や電話をしても効率が悪いし企業イメージの悪化を招くだけです。消費者の意思を尊重する事業活動を展開するためにも、Do Not Call 制度や Do Not Knock 制度（お断りステッカー制度）に事業者が反対する理由はないはずです。
- (3) 行政が悪質業者を処分しようとしても、悪質業者は「明確な拒否は受けなかった」と否認するため、行政処分が難しいとされています。事前拒否制度を導入すれば、勧誘拒否の意思表示が明確に確認できるので、水掛け論にならずに悪質業者の取り締まりができます。